

# 社会医学系専門医制度

## 専門医・指導医の更新について

 JBPE 一般社団法人 社会医学系専門医協会

専門医・指導医認定委員会作成\_2020年度版  
(2020年10月現在の情報)

# 専門医・指導医の更新ルールについて

## ■ 基本的要件

- 5年間中断無く継続して、社会医学系の専門的な活動を行い、自らの能力・技術の研鑽及び社会医学系分野の発展への貢献に励んでいること。
- 認定期間の5年間、指導医の登録を継続し、構成学会の学会員を継続していること。
- 社会医学系領域の実務・実績をもって、専門医／指導医としてのコンピテンシーの維持・向上を示すこととし、5年目に以下の提出をもって審査を受けること。
  - (1) 申請書の提出
  - (2) 社会医学系分野での勤務実績の申告
  - (3) 社会医学系分野での活動実績の申告
  - (4) 社会医学系分野に関連する講習の受講
  - (5) 社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等

## (1)申請書の提出

- 認定の更新のために申請書を提出
- 第1号様式に従い、「社会医学系専門医・指導医認定更新申請書」を記載

様式は、下記ホームページに掲載

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/news/1699/>

## 社会医学系専門医（指導医）認定更新申請書

20 年 月 日

一般社団法人社会医学系専門医協会 御中

フリガナ		区分（#）	<input type="checkbox"/> 専門医 <input type="checkbox"/> 専門医及び指導医
氏名		生年月日	年 月 日
登録番号	第 号	初回認定日	年 月 日
現在の認定期間	(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日		
鍵とする学会	学会	会員番号 (歴)	( ) 年
主たる所属 (ひとつのみ)	<input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 職域 <input type="checkbox"/> 教育研究機関 <input type="checkbox"/> 医療機関（大学病院を除く） <input type="checkbox"/> その他（ )		
勤務先名	(都道府県名)		
送付連絡先住所 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	〒 - TEL FAX		
E-mail アドレス			
更新延長届又は 活動休止の方	更新延長期間 活動休止期間	年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月	
◎社会医学系分野での活動実績<以下の(1)~(6)のうち、2項目以上が必要です>			
(1)教育・研究活動	有・無	(4)医療管理関連活動	有・無
(2)産業保健活動	有・無	(5)災害時・健康危機管理対応	有・無
(3)行政関連活動	有・無	(6)社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績	有・無
過去5年間の 講習会受講実績 (第4号①、②様式) K単位：10単位以上	必須受講項目受講実績 共通講習 ( ) 単位/3単位 <医療倫理・感染対策・医療安全> ◎指導医講習会 ( ) 単位/2単位 ◎指導医の更新と申請に必須です	選択受講項目受講実績 ( ) 単位/5単位以上 *基本プログラム7科目×7時間 ( ) *経過措置専門医の更新に必須です	
過去5年間の 学会等参加実績 (第5号様式) G単位：10単位以上	学会等参加実績（必須） 構成学会の年次総会等への参加3回以上（うち、鍵となる学会の年次総会への参加2回以上）( ) / 5単位	学会・団体活動の実績 ( ) 単位/5単位以上	
専門医から指導医への申請の方	発表（口演・ポスター・座長・シンポジスト・教育講演）（有・無） または論文掲載（有・無）<学会誌の表紙と抄録等のコピーを提出> 専門医に認定されてからの期間内で、協会構成学会での筆頭の発表に限る		

#専門医から専門医・指導医の申請の場合は両方をチェックしてください。

## (2)社会医学系分野での勤務実績の申告

- 5年間継続して社会医学系の活動を行っていることを示す基礎資料
- 第2号様式に従い、「勤務実績の自己申告」を記載(ワープロ可)

様式は、下記ホームページに掲載

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/news/1699/>

- 申告が実態と一致しているか否かについては勤務実態を検証することがあるので、正確に記載すること

## 勤務実績の自己申告

氏名 \_\_\_\_\_ 印

申告日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 勤務実態

勤務形態については、直近1年間の実態を、1週間当たりの関与時間で記載  
ください。

なお、申告が実態と一致しているか否かについて、勤務実態を検証することが  
ありますのでご注意ください。

## ・勤務形態

a. 常勤職員として勤務している (はい、いいえ)

( ) 時間/週 勤務先 ( )

b. 非常勤職員として勤務している (複数ある場合はすべて記載)

( ) 時間/週 勤務先 ( )

( ) 時間/週 勤務先 ( )

( ) 時間/週 勤務先 ( )

## ・その他

( ) 時間/週 勤務先 ( )

## 前回認定後から今回の更新申請時までの職歴等

期 間	勤 務 先	職 名
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		

※大学院、留学の場合は勤務先欄にその旨を記載してください。

※教育施設に非常勤で所属の場合は、主たる職歴に並列して記載してください

## (3)社会医学系分野での活動実績 その1

第3号様式に沿って、5年間の期間中における社会医学系分野での(1)～(6)の活動の有無とその概要を記載

(様式は、下記ホームページに掲載)

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/news/1699/>)

- 社会医学系活動を認定期間に継続することが更新の前提
- 6項目のうち、少なくとも2項目での5年間の継続的な活動が必須(別途規則に沿って病欠、産休などの例外は認める)
  - (1) 教育・研究活動
  - (2) 産業保健活動
  - (3) 行政関連活動
  - (4) 医療管理関連活動
  - (5) 災害時・健康危機管理対応
  - (6) 社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績

## 社会医学系分野での活動実績の申告 (5年間)

専門医指導医登録番号	第	号	氏 名	
(1) 教育・研究活動			有	・ 無
(具体的な活動内容)				
(2) 産業保健活動			有	・ 無
(具体的な活動内容)				
(3) 行政関連活動			有	・ 無
(具体的な活動内容)				
(4) 医療管理関連活動			有	・ 無
(具体的な活動内容)				
(5) 災害時・健康危機管理対応			有	・ 無
(具体的な活動内容)				
(6) 社会医学系専門医制度における 専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績			有	・ 無
(具体的な活動内容)				

具体的な活動内容については、100字以上記入のこと、全体で1ページに収めること  
6項目のうち2項目以上の記入が必要です。



## (3)社会医学系分野での活動実績 その2

### (1)教育・研究活動

#### (大学等での教育活動)

大学や専門学校等での人材育成や講義

担当授業科目名や授業時間

市民公開講座や各種の研修会・学会・研究会等の教育講演等の講師歴など

#### (研究活動)

研究テーマ、研究報告書の概要、研究資金獲得状況など

### (2)産業保健活動

担当事業所名、作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育・統括管理の実績など

### (3)行政関連活動

担当行政分野名、行政機関主催の会議やイベント出席、行政機関設置の委員会や検討会等での委員歴など

## (3)社会医学系分野での活動実績 その3

### (4)医療管理関連活動

医療管理・病院管理、医療情報システム開発や運用管理、医療安全管理に係る実績など

### (5)災害時・健康危機管理対応

災害被災地での活動内容、防災訓練への参加、感染症のアウトブレイクや食中毒への対応など

### (6)社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修 及び制度発展に係る実績

#### (専攻医の研修への参画)

専攻医の担当指導医の実績、専門研修プログラムの連携施設・協力施設での研修協力、専門研修プログラム管理委員会の委員など

#### (社会医学系専門医協会活動への参画)

協会主催講習会(基本プログラム、指導医講習会等)の講師、協会設置の委員会委員としての活動、理事としての活動など

## (4)社会医学系分野に関連する講習の受講

- 1コマ(約1~2時間)1受講を1単位(クレジット)として、下記の必須受講項目及び選択受講項目と合わせ、5年間で10単位以上の取得を必須とする(K単位) **Q&Aを参照**

### (1)必須受講項目

(倫理・安全等)

**「医療倫理」「感染対策」「医療安全」の3項目は受講が必須**

※臨床系専門医制度で「共通講習」として位置づけられているものでも可。  
受講においてはeラーニングや施設内講習なども認める。

(指導医講習会)

**指導医の更新においては、協会または構成学会・団体が主催する「指導医講習会」の2回以上の受講が必須** (毎年1回の受講を推奨)

※指導医講習会に専門医が参加した際には、選択受講科目としてカウント

### (2)選択受講項目

協会加盟の学会及び団体が指定する研修会、講習会、セミナー、年次総会時の教育講演等の受講

## (5)社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等

- 社会医学系分野における能動的な貢献を評価するために学会等への参加や発表などを必要とし、次スライドの基準をもとに5年間で10単位以上の取得を必須とする(G単位)

※講習の受講(10単位)とは別に取得しなければいけないことに留意

### 【留意事項】

- 学会等への参加回数については、以下に留意すること
  - 協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会等に5年間で3回以上の参加が必須
  - うち、鍵となる協会構成学会の年次総会には2回以上の参加が必須
- 学会総会等の受講については、証明書(コピー可)を第5号様式に貼付して提出する
- 学会発表や論文などについては、申請書とともに、抄録や論文等のコピーの添付が望ましい。
- 役員や委員等については、委嘱状や委員会名簿などのコピーの添付が望ましい。

# 学会・団体活動等の実績の単位(クレジット)

学会・団体活動等の内容	付与される単位
鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加	2単位／回 (年1回まで)
協会の構成団体の研究協議会等への参加	1単位／回
鍵でない協会の構成学会の年次総会への参加	1単位／回
協会の構成学会の論文筆頭著者	3単位／件
協会の構成学会の論文共同著者	1単位／件
協会の構成学会の年次総会特別講演・教育講演等	1単位／回
協会の構成学会の年次総会シンポジスト・座長	1単位／回
協会の構成学会の年次総会一般演題筆頭演者	1単位／回
協会の構成学会の年次総会一般演題共同演者	0.5単位／回
協会の構成学会や団体の役員、委員会委員等	1単位／年
行政機関設置の審議会、検討会等の委員等	2単位／年
行政機関主催の会議等への、説明担当等の役割を有する参加	1単位／回
社会医学系の論文筆頭著者	1単位／件
社会医学系の論文共同著者	0.5単位／件

# 学会・団体活動等の実績の単位(クレジット)

学会・団体活動等の内容	付与される単位
協会の構成学会の <b>地方会</b> への参加 (日本産業衛生学会地方会、日本医療情報学会支部会)	0.5単位／回
協会の構成団体の研究協議会 <b>地方会</b> への参加 (地方衛生研究所全国協議会地方会)	0.5単位／回

協会構成学会・団体で更新単位を指定する講習会等については、  
社会医学系専門医協会HPに順次掲載されます。

# 更新ルールQ&A

## 1.社会医学系分野に関する講習等について

Q1\_\_社会医学系専門医・指導医の更新についての基本的な考え方について教えてください。

A1\_\_ 専門医・指導医の更新にあたっては、資格取得あるいは更新後の5年間に中断なく継続して社会医学系の専門的な活動を行い、自らの能力と技術の研鑽および社会医学系分野の発展への貢献に励んでいることが基本的な要件となります。

Q2\_\_社会医学系専門医・指導医の更新に必要な具体的な要件について教えてください。

A2\_\_ 更新にあたっては以下の4つの項目が必要です。

- 1) 社会医学系分野での勤務実績の申告
- 2) 社会医学系分野での活動実績の申告
- 3) 社会医学系分野に関連する講習の受講(単位制)
- 4) 社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績などの証明

Q3\_\_社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野での勤務実績の申告について、具体的に教えて下さい。

A3\_\_勤務実績の申告については、第2号様式に勤務実績を簡潔にもれなく記載するようにしてください。

Q4\_\_社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野での活動実績の申告について、具体的に教えて下さい。

A4\_\_活動実績には、以下の6項目があります。更新にはこれらの項目について5年間で6項目の活動のうち、2項目以上での活動実績を必須としています。

- 1) 教育・研究活動
- 2) 産業保健活動
- 3) 行政関連活動
- 4) 医療管理関連活動
- 5) 災害時・健康危機管理対応
- 6) 社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修および制度発展に係る実績

以上の項目について5年間の期間中の実績を第3号様式に沿って記載してくださいなお、具体的な内容については後述のQ16~Q18をご覧ください。



Q5\_\_社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野に関連する単位制について、具体的に教えてください。

A5\_\_更新に必要な単位は、講習会を受講する講習会単位(K単位)と、学会等への参加など社会医学系分野に関連する学会・団体活動に関する単位(G単位)とがあり、資格取得後あるいは更新後の5年間にそれぞれ10単位ずつ取得することが更新に必須です。

Q6\_\_社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野に関連する講習の受講(K単位)について、具体的に教えてください。

A6\_\_講習の受講については、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的とするもので、講習会等の1受講を1単位(クレジット)として、K単位とし、(1)必須受講項目及び(2)選択受講項目と合わせ、5年間で10単位以上の取得が必須です。

Q7\_\_社会医学系分野に関連する講習の受講(K単位)についてですが、具体的にどの研修会が選択受講項目の対象となるかわかりません。

A7\_\_社会医学系分野に関連する講習会の受講(K単位:1コマ1単位)の単位数については、1コマ1時間~2時間で1単位とします。

各学会・団体に主催する講演会等の単位数については、各学会・団体に指定し、各学会・団体のHPで公表します。

K単位の認定条件ですが、社会医学系活動に密接に関係するテーマであること(専門研修プログラム整備基準における経験すべき課題の各論的な課題22項目に該当)が条件となっています。

今後、社会医学系専門医協会構成の学会・団体から、各学会・団体のHPに社会医学系専門医・指導医の更新で単位取得できる講演会リストと単位数を示される予定です。

社会医学系専門医協会ホームページにおいても各学会・団体のホームページとリンクを張り、情報提供してまいります。

※日本医師会認定産業医の生涯研修の認定単位については、有効期間内の取得単位を上限3単位までK単位として認めます。ただし、K単位との同時申請は認められません。(産業医学研修手帳の該当取得シール添付ページと最後のページに単位取得年月日を記入しコピーを第5号様式に貼付して、提出してください。)

※日本公衆衛生学会での認定専門家研修会及び認定専門医地方公衆衛生学会については、K単位とします

Q8\_\_K単位のうち、(1)の必須受講項目である「医療倫理」「感染対策」「医療安全」は、構成学会のいずれの年次総会などでも必ず開催されるのでしょうか。

A8\_\_学会総会時にそれぞれの項目に関する講習会を開催するかどうかは、各学会のプログラムによります。開催予定予定の学会もありますが、学会によっては、組まれない場合もあり得ます。

Q9\_\_K単位のうち、(1)の必須受講項目である「医療倫理」「感染対策」「医療安全」は臨床系専門医制度で「共通講習」として位置付けられているものでも可」とありますが、日本高血圧学会等、構成学会以外の医療倫理等の受講でも可能でしょうか。

A9\_\_協会構成学会以外の主催のものでも、一般社団法人日本専門医機構が認定している共通講習は、本協会においても同等のものとして取り扱い、K単位としてカウントされます。受講においてはeラーニングや大学などでの施設内講習なども認めます。更新申請の際には、受講証明書または受講を確認できるもの(参加証明書の画面のコピーなど)が必要です。

## Q10\_\_G単位について教えてください。

A10\_\_社会医学系分野に関連する学会年次総会や段位研究協議会への参加の単位をG単位と呼びます。更新のためには、5年間で10単位のG単位が必要です。更新には、5年間で、協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会などに3回以上参加することが必要で、そのうち鍵となる協会構成学会の年次総会には2回以上参加することとなっています。G単位の詳細については(別表①)を参照してください。G単位の単位証明は、学会総会等の受講証明書(コピー可)を第5号様式に貼付して、提出してください。

※学会発表や論文などについては、申請書とともに、抄録や論文等のコピーの添付してください。

※社会医学系の論文には、厚生労働科学研究報告書や地域保健総合推進事業研究報告書費も含まれます。

※役員や委員等については、委嘱状や委員会名簿などのコピーの添付してください。

※G単位となる学術総会時に同時開催されるシンポジウム等については、K単位として同時取得可能です。ただし、同時取得のK単位は、全国規模の学術総会では、共通講習は上限3単位まで、選択受講項目は上限3単位まで、指導医講習会は上限1単位までとなっています。地方会等では、共通講習、選択受講項目、指導医講習会の項目ごとに上限1単位までとなっています。

なお、学術総会時に同時開催されるシンポジウム等については、上記の同時取得できるK単位の数を超えて企画することは可能です。

Q10a\_\_ 研修プログラム管理委員会はG単位 2 単位となるか？

A10a\_\_ G単位の対象ではなく、更新ルールでの「社会医学系分野での活動実績」の(6)社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び志度発展に係る実績に「専門研修プログラム管理委員会の委員」が明記されています。

Q10b\_\_ 更新における鍵となる学会の考え方について教えてください。

A10b\_\_ 更新申請時の学会でG単位数をカウントします。

## 2.基本プログラムについて

Q11\_\_ 認定証に専門医・指導医と記載されていますが、この場合、次回更新までの間に基本プログラム（49 単位）を受講する必要があるのでしょうか。

A11\_\_ 経過措置指導医の場合は、更新に必須ではありません。

Q12\_\_ 学会総会時に開催される社会医学系専門医制度 基本プログラムは社会医学系専門医協会の指導医の更新項目の選択受講項目のK単位に当たのでしょうか。

A12\_\_ 基本プログラム受講の単位は、更新にあたっての選択受講項目のK単位として認められます。

Q12a\_ 大学院などの教育課程で基本プログラム履修とみなされるものはありますか？

A12a\_ 2018 年 8 月現在で基本プログラムを履修したとみなされる大学院プログラム等は以下の通りです。・専門職大学院（東京大学・京都大学・九州大学）・国立保健医療科学院分割前期（2012 年度～）、産業医科大学産業医学基本講座（2017 年度～）これらの教育課程の修了認定をもって基本プログラムを履修したものと認められます。

Q13\_\_学会総会時に開催される社会医学系専門医制度 基本プログラムは、講習会(K単位)として何単位に当たるでしょうか。

A13\_\_全てを受講完了すれば、7単位としてカウントされます。

### 3.指導医講習会について

Q14\_\_学会総会時に開催される指導医講習会は、講習会(K単位)として何単位に当たるでしょうか。

A14\_\_1単位の取得かつ、「指導医講習のうち5年の内、2回以上受講する必要があるもの」の1回にあたります。

### 4.構成学会の総会への参加について

Q15\_\_鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加1回につき2単位とありますが、こちらは、学会期間中にこの学会に参加したらもらえる単位ですか。それとも、「総会」の時間に参加することで貰える単位でしょうか。(仕事の都合により、初日から参加できない場合など)

A15\_\_社会医学系分野に関連する学会年次総会や団体研究協議会への参加の単位をG単位と呼び、鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加1回につき2単位となります。「総会」の時間に出席することは、必ずしも必須とはしておりません。ご指摘のとおり、学会期間中にこの学会に参加した場合に単位を取得できるものとしております。

## 5.社会医学系分野での活動実績について

Q16\_\_教育・研究活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A16\_\_大学や大学院等での研究活動、医師会主催産業医講習会の講師等、公益社団法人主催の作業主任者技能講習での講師、社会医学系専門医協会加盟の学会での発表・講習会講師等、産業医による事業所等での衛生講話・講演が相当します。

Q17\_\_産業保健活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A17\_\_事業所での産業医活動(職場巡視、安全衛生委員会参加、面談対応、ストレスチェック対応など)が相当します。

Q18\_\_行政関連活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A18\_\_担当行政分野名、行政機関主催の会議やイベント出席、行政機関設置の委員会や検討会等での委員歴などが相当します。



Q19\_\_医療管理関連活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A19\_\_医療管理・病院管理、医療情報システム開発や運用管理、医療安全管理に係る実績などが相当します。

Q20\_\_災害時・健康危機管理対応は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A20\_\_災害被災地での活動内容、防災訓練への参加、感染症のアウトブレイクや食中毒への対応などが相当します。

Q21\_\_社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績にはどのような活動が該当するのか教えてください。

A21\_\_社会医学系専門医制度における指導実績や、社会医学系専門医協会の活動への参加(協会理事、協会各委員会の委員における活動、協会基本プログラムの講師、協会構成学会の学会運営委員など)が相当します。

## 6. 鍵となる構成学会について

Q22\_\_鍵となる構成学会について教えてください。

A22\_\_「鍵となる学会」とは、ご自身が積極的な活動をしたいと考える学会となります。鍵となる学会は、指導医申請時の学会とは限りません。

## 7.認定更新申請について

Q23\_\_更新認定申請に必要な様式の提供はいつ頃になりますか？

A23\_\_ホームページにて順次公開しています。

## 8.更新期間の延長等について

Q24\_\_更新期間の延長について教えてください。

A24\_\_海外留学、海外勤務など、特別な事由がある場合は、更新期間の延長の届出をしてください。更新期間の延長は1年単位で行ってください。上限は3年までです。

COVID19の影響により、社会医学系分野に関連する学会年次総会や団体の研究協議会(G単位)、社会医学系分野に関連する講習会(K単位)、指導医講習会が中止または延期となり、5年間での更新が困難と想定される場合は、更新期間の延長の届出をしてください。

更新延長の場合は、年間登録料はお支払いいただきます。

登録料は、4月～3月の年度での請求となりますので、早めに届出をお願いします。届出の様式は、以下のページをご参照ください。

専門医・指導医に関する各種届出様式を掲載します

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/news/1231/>

## Q25\_\_ 専門医・指導医の活動の休止について教えてください。

A25\_\_ 育児休暇・介護休暇・病気休暇など、特別な事由がある場合は、活動休止の届出をしてください。活動休止は、1年単位で行ってください。上限は3年までです。

活動休止の場合は、年間登録料は免除となります。活動はカウントされず専門医・指導医のリストから一旦外れます。

登録料は、4月～3月の年度での請求となりますので、早めに届出をお願いします。届出の様式は、以下のページをご参照ください。

専門医・指導医に関する各種届出様式を掲載します

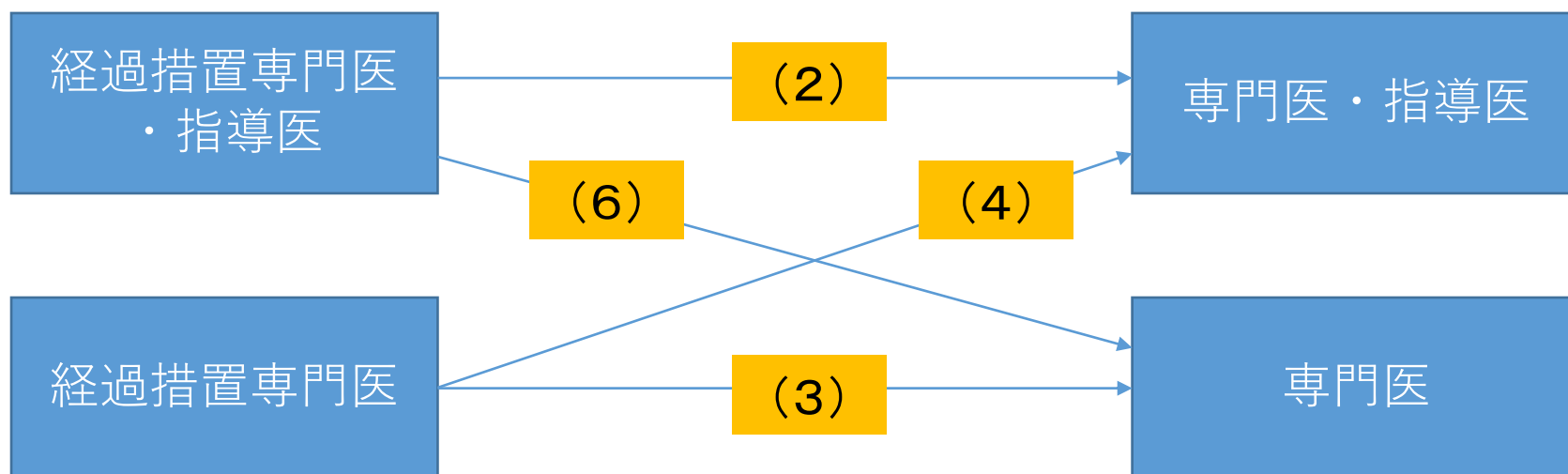
<http://shakai-senmon-i.umin.jp/news/1231/>

2017年4月[社会医学系専門医制度開始時]に経過措置として専門医又は専門医・指導医を取得した方の更新手続きについて、お伝えします。

## 1 社会医学系専門医・指導医の更新について

(1) 共通事項(経過措置専門医・指導医、経過措置専門医、専門医に共通)

- ①社会医学系専門医協会構成 8 学会のいずれかに加入し、学会員を継続
- ②社会医学系専門医協会の年間登録料を5年間、中断なく納めている
- ③社会医学系活動を5年間継続している(常勤・非常勤を問わない)
- ④社会医学系分野での活動実績が5年間に2項目で申告の記載がある
- ⑤更新単位(K単位 10 単位、G単位 10 単位)を受講証明書等で確認
  - ・K単位 10 単位のうち、医療倫理・感染対策・医療安全は各 1 単位以上
  - ・G単位 10 単位のうち、構成学会の年次総会等への参加 3 回以上、かつ 鍵となる学会の年次総会への参加 2 回以上(単位は認定期間内の受講、参加が有効)



(2) 経過措置専門医・指導医の更新、専門医・指導医の更新(共通事項に加え)

① 構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に 2 回以上受講

(3) 経過措置専門医の更新(共通事項に加え)

① 基本プログラム(7 科目×7 時間)49 時間を受講

(4) 経過措置専門医の更新時に指導医の申請(共通事項に加え)

① 基本プログラム(7 科目×7 時間)49 時間を受講していること

② 構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に 2 回以上受講

③ 専門医と認定されてから、協会構成学会の年次総会での発表歴(口演で筆頭のみ)、ポスター発表(筆頭のみ)、座長、シンポジスト(発表者のみ)、教育講演の演者など、または論文掲載(筆頭のみ)

(5) 専門医の更新時に指導医の申請(共通事項に加え)

① 構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に 2 回以上受講

② 専門医と認定されてから、協会構成学会の年次総会での発表歴(口演で筆頭のみ)、ポスター発表(筆頭のみ)、座長、シンポジスト(発表者のみ)、教育講演の演者など、または論文掲載(筆頭のみ) <学会誌の表紙と抄録等のコピーを提出>

(6) 経過措置専門医・指導医、専門医・指導医、専門医が専門医のみの更新

(1) 共通事項のみ

# 注意事項

- ・ **社会医学系分野に関連する学会年次総会や団体の研究協議会への参加の単位をG単位として認定していますが、更新のためには、5年間で10単位のG単位が必要です。**
- ・ **更新には、5年間で、協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会などに3回以上参加することが必要で、そのうち鍵となる協会構成学会の年次総会には2回以上参加することとなっています。**
- ・ **そのため、G単位等の基準は1年のみでは物理的にクリアできないため、計画的なG単位の取得をお薦めいたします。**

# 今後のタイムスケジュール

2020年10月 更新時期の公表

2021年 3月 更新の案内

2021年 6月 更新受付を開始

2021年11月～2022年2月 審査

2022年 3月 社会医学系専門医協会理事会において認定

**最新情報**は社会医学系専門医協会HPで

最新情報はWebで 「社会医学系専門医」で検索  
または <http://shakai-senmon-i.umin.jp/>

お問い合わせはE-mailで  
[senmonshakaii-office@umin.ac.jp](mailto:senmonshakaii-office@umin.ac.jp)